

# お問い合わせは 各地域包括支援センターまで

<b>西部地区</b>	地域包括支援センター
清水沢一丁目12-2	☎367-0414
<b>南部・東部地区</b>	地域包括支援センター
東玉川町8-8	☎290-7185
<b>北部1地区</b>	地域包括支援センター
北浜四丁目6-52	☎361-3822
<b>北部2地区</b>	地域包括支援センター
庚塚304-6	☎362-1911
<b>浦戸地区</b>	地域包括支援センター
浦戸野々島字河岸50	☎361-2931



介護保険・高齢者福祉についてのお問い合わせは

**塩竈市 高齢福祉課 TEL 022-364-1204**

〒985-0052 塩竈市本町1-1 (吾番館庁舎1階)

<https://www.city.shiogama.miyagi.jp/>

- この冊子は環境に配慮した印刷を採用しています。
- ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。
- QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

UD  
FONT  
BY NOBAYAMA



# 介護保険

# 高齢者支援ガイドブック

保存版

2024(令和6)年度

2026(令和8)年度



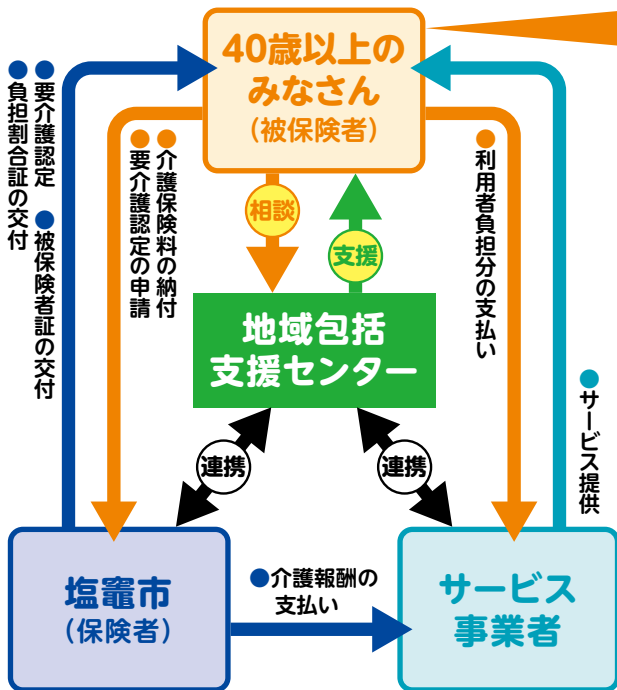
介護保険のしくみ	2
サービス利用の手順	4
ケアプランの作成	6
利用できるサービス	8
利用者の負担	12
介護保険料	14

も  
く  
じ

塩竈市

# 介護保険のしくみ

介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要となったときにサービスが利用できる、支え合いの制度です。塩竈市が運営しています。



## 65歳以上の方 (第1号被保険者)

介護や支援が必要になったときに、塩竈市の認定を受けてサービスが利用できます。



●交通事故など第三者による不法行為を原因として介護保険サービスを利用する場合は、塩竈市へ届出が必要です。示談前に市の担当窓口へ連絡してください。

## 40~64歳の方 (第2号被保険者)

特定疾病<sup>※</sup>で介護や支援が必要になったときに、塩竈市の認定を受けてサービスが利用できます。

### ※特定疾病

加齢と関係がある疾病。要介護状態になる可能性が高い疾病で、16疾病が指定されています。



- がん (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

# サービス利用の手順

介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、まずは、塩竈市の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。

## 1 要介護(要支援)認定の申請をします

介護保険サービスの利用を希望する方は、塩竈市の窓口にて認定の申請をしましょう。申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

## 2 認定調査が行われます

### 認定調査

塩竈市の調査員などが自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聞き取り調査などをします(全国共通の調査票が使われます)。

## 3 審査・判定が行われます

認定調査の結果などからコンピュータ判定(一次判定)が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定(二次判定)されます。

## 基本チェックリストを受ける

質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。

## 4 審査結果に基づいて認定結果が通知されます

次の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。



要介護状態区分

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援状態区分

要支援2

要支援1

介護予防・生活支援サービス事業対象者

生活機能の低下がみられる(事業対象者)

自立した生活が送れる

非該当

# ケアプランの作成

要介護状態区分の認定結果をもとに、どのようなサービスをどのくらい利用するか決めたケアプランを作成してもらいます。ケア

プランの作成について塩竈市に届け出るときと、サービス事業者や地域包括支援センターに依頼するときに、被保険者証が必要です。

※ケアプランや介護予防ケアプランの作成に利用負担はありません。

要介護1~5の方

## 居宅介護支援事業者に依頼

ケアマネジャーが利用者の心身の状態などを把握し、課題を分析します。

担当者とサービスを検討します。

ケアプランを作成します。

●施設への入所を希望する方は、直接施設へ申し込みます。

介護保険サービスを利用します。



一定期間ごとに  
要介護認定を  
更新します

要支援1~2の方

## 地域包括支援センターに依頼

保健師などが利用者の心身の状態などを把握し、課題を分析します。

担当者とサービスを検討します。

介護予防ケアプランを作成します。

介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業を利用します。



一定期間ごとに  
効果を評価し、  
プランを  
見直します

介護予防・生活支援サービス事業対象者

保健師などが利用者の心身の状態などを把握し、課題を分析します。

必要場合は、担当者  
とサービスを検討し  
ます。

必要に応じてケア  
マネジメントを作成  
します。

介護予防・日常生活支援総合事業を利用します。



一定期間ごとに  
効果を  
評価します

# 利用できるサービス

介護保険のサービスは、利用者の状態に合わせて、様々な種類のサービスがあります。

## ■在宅(介護予防)サービス

自宅などで生活しながら利用できるサービスです

### ●自宅で利用する

介護サービスの種類	要介護	要支援
訪問介護	○	総
訪問入浴介護	○	○
訪問リハビリテーション	○	○
訪問看護	○	○
居宅療養管理指導	○	○

### ●施設に通い(泊まり)利用する

通所介護	○	総
通所リハビリテーション	○	○
短期入所生活介護	○	○
短期入所療養介護	○	○

### ●施設内で利用する

特定施設入居者生活介護	○	○
-------------	---	---

### ●生活環境を整える

介護サービスの種類	要介護	要支援
福祉用具貸与	○	○
特定福祉用具購入	○	○
住宅改修費の支給	○	○

## ■施設サービス

介護保険施設に入所して利用するサービスです。要支援1・2の人は利用できません

介護サービスの種類	要介護	要支援
介護老人福祉施設	△	—
介護老人保健施設	○	—
介護医療院	○	—

### <表の見方>

#### 要介護

要介護1～5に認定された方が利用できるサービスは、○印がついています。ただし、△印の場合は、原則要介護3以上の方が利用できます。

#### 要支援

要支援1・2に認定された方が利用できるサービスは、○印がついています。ただし、△印の場合は、要支援1の方は利用できません。

総 は要支援1・2の方だけではなく、基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方(事業対象者)も利用できます。

# 利用できるサービス

## 地域密着型(介護予防)サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが利用できます。

原則として住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

介護サービスの種類	要介護	要支援
認知症対応型通所介護	○	○
認知症対応型共同生活介護	○	△
小規模多機能型居宅介護	○	○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	△	—
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	—
地域密着型通所介護	○	—
看護小規模多機能型居宅介護	○	—



## 介護予防・日常生活支援総合事業

市が行う、介護予防の取り組みです。心身や生活機能の状態に応じて、さまざまなサービスが受けられます。

※サービスの利用や活動の参加について、担当地区の地域包括支援センターまたは高齢福祉課へご相談ください。

## 介護予防・生活支援サービス事業

●要支援1・2の人  
●事業対象者

### 【訪問型サービス】

- ホームヘルパーによる身体介護や生活援助
- 民間企業やボランティアによる生活援助
- 保健師などによる相談や指導など短期間の支援 など

### 【通所型サービス】

- 通所介護施設で、食事・入浴などの介助や機能訓練
- 民間企業やボランティアによる機能訓練ミニデイサービスや運動、レクリエーション
- 住民主体の通いの場での体操や運動、交流会 など

### 【その他の生活支援サービス】

- 栄養改善や見守りを目的とした配食サービス
- 住民ボランティアなどの訪問による見守り など

## 一般介護予防事業

●65歳以上の人

- 介護予防に関する講演会の開催やパンフレットの配布
- 地域住民主体で行う介護予防活動の支援やボランティアの育成 など

# 利用者の負担

利用者はケアプランに基づいてサービスを利用し、実際にかかるサービス費用の一部を支払います。

## 利用者負担の割合は1割～3割

介護保険のサービスを利用したときの利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1割～3割です。

### 利用者負担の割合 (2割、3割負担は①②を両方満たす場合)

#### 3割

- ①本人の合計所得金額が220万円以上
- ②同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が  
・単身世帯=340万円以上  
・2人以上世帯=463万円以上

#### 2割

- ①本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満
- ②同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が  
・単身世帯=280万円以上  
・2人以上世帯=346万円以上

#### 1割

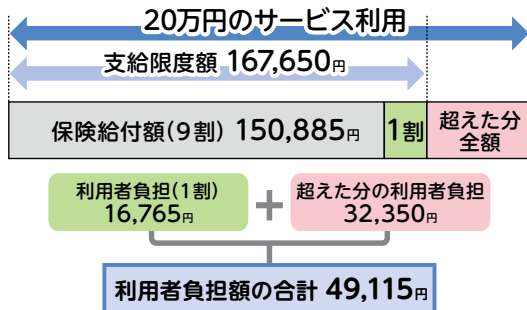
上記以外の方



## 支給限度額

主な在宅サービスでは、介護保険からの給付に支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担割合分の負担ですが、限度額を超えた場合、超えた分は全額利用者の負担となります。

例 要介護1の方が、20万円のサービスを利用した場合 (1割負担の場合)



### ● 主な在宅サービスの支給限度額(1か月)

要支援状態区分	支給限度額	要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円	要介護1	167,650円
要支援2	105,310円	要介護2	197,050円
		要介護3	270,480円
		要介護4	309,380円
		要介護5	362,170円

※事業対象者は原則として要支援1の限度額が設定されます。

# 介護保険料



## ■65歳以上の方(第1号被保険者)

65歳以上の方の保険料は所得などに応じて段階的に決められます。65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から、原則として年金から納めます。納め方は、みなさんが受給している年金額によって2種類に分けられます。



### 老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が 18万円以上(年額)の方

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます(特別徴収)。

※年金が年額18万円以上でも、年度途中で65歳になったときや、他の市区町村から転入したときなどは、一時的に納付書で納める場合があります。

### 老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が 18万円未満(年額)の方

塩竈市から送付される納付書や口座振替で、期日までに保険料を納めます(普通徴収)。

※市役所窓口、金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ納付ができます。

## 保険料を滞納していると...

サービスを利用した際の利用者負担は、通常かかった費用の1割~3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

### 1年以上 滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請によりあとで保険給付分が支払われます。

### 1年6か月以上 滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付が一時的に差し止められます。滞納している保険料にあてられることもあります。

### 2年以上 滞納すると

介護保険のサービスを利用するときに利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

## ◎やむを得ない理由で保険料を納められないときは...

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに塩竈市の担当窓口にご相談ください。

## ■40~64歳の方(第2号被保険者)

40~64歳の方の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険料と一緒に納めます。

